

正 本

令和6年（ワ）第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 ほか2名

被告 国

## 証拠説明書(2) (甲29ないし甲36)

令和7（2025）年5月27日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人  
弁護士（主任）

亀石 倫子



同

水野 泰孝



同

井桁 大介



同

加藤 雄太郎



同

谷口 太規



同

戸田 善恭



頭書事件に係る原告ら提出の各証拠について、下記のとおり説明いたします。

## 記

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 29	『法令用語辞典 〈第 11 次改訂 版〉』(740 頁～741 頁)	写し	R5. 3 発行	(編者) 大 森政輔ほか	「命令」ないし「命ずる」とは、 行政機関が特定の人又は団体に対 する具体的処分として一定の作為 又は不作為の義務を課すことをい うこと等。
甲 30	『行政法 I 行政 法総論』(50 頁、 238 頁～240 頁)	写し	R5. 10 発行	(著者) 興 津征雄	①「命令」ないし「命ずる」とは、 行政機関が特定の人又は団体に対 する具体的処分として一定の作為 又は不作為の義務を課すことをい うこと等。 ②「権力的事実行為」とは、行政 機関が法律の根拠に基づいて行う 事実行為であって、私人の利益や 自由の侵害を伴うものをいうこと 等。
甲 31	『国家補償法』(57 頁～60、114 頁～ 134 頁)	写し	H9. 2 発行	(著者) 宇 賀克也	①最判昭和 57 年 3 月 12 日民集 36 卷 3 号 329 頁の射程は本件に及ば ないこと等。 ②ある公権力の発動が、その時点 では完全に正確な事実認定が求め られておらず、合理的に入手可能 な資料等に基づけば足りるような 暫定的処分であって、事後の不服 申立てを通じて是正されることが 制度上予定されていることは、職 務行為基準説を採用する理由にな りうること等。 ③法廷警察権の行使における裁判 長の裁量の広狭と、裁量を逸脱し た場合においてもなお国賠法上の 違法性を否定すべき理由があるか どうかは無関係であること等。 ④レペタ訴訟最大判は、問題とな

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
					った法廷警察権の行使について、裁判所法第71条第2項の要件を充足しないことを判示していること等。
甲 32	最高裁判所判例解説民事篇昭和 53 年度 (470 頁以下)	写し	S57.6 発行	(執筆者) 篠田省二	職務行為基準説は当初、客観的法秩序違反をもって国賠法上の違法と捉え、無罪判決や、裁判が上訴等によって取り消されることにより直ちに国賠法上も違法と考える説を否定することにあつたこと等。
甲 33	最高裁判所判例解説民事篇昭和 61 年度 (93 頁以下)	写し	H1.12 発行	(執筆者) 加藤和夫	職務行為基準説は、主に裁判官による裁判、検察官・警察官による公訴提起、捜査等につき採られている見解であること等。
甲 34	最高裁判所判例解説民事篇昭和 57 年度 (200 頁以下)	写し	S62.6 発行	(執筆者) 村上敬一	①争訟の裁判が問題になる事案の国賠法上の違法の解釈においては、上訴制度及び再審制度が設けられていることが職務行為基準説を採用する根拠になっていること等。 ②最判昭和 57 年 3 月 12 日民集 36 卷 3 号 329 頁の射程は、争訟の裁判の国賠法上の違法が問題になる事案に限定されること等。
甲 35	『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第 7 版〕』(471 頁～474 頁)	写し	R3.3 発行	(著者) 宇賀克也	公権力発動要件欠如説の立場から、職務行為基準説に対して、(i) 国賠法の制裁・違法行為抑止・違法状態排除機能が損なわれる、(ii) 取消訴訟と国賠訴訟で、違法の判断が分かれる事態が生じるといった問題点が指摘されていること等。

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 36	最高裁判所判例解説民事篇平成 5 年度（上）（368 頁以下）	写し	H8.3 発行	（執筆者） 井上繁規	取消訴訟と国賠訴訟において違法は同一でないとする違法性相対論の立場をとったとしても、国賠法上の違法の有無において、当該公権力の発動要件充足性の有無は考慮されなければならないこと等。

以 上